

令和3年度基本(運営)方針、事業計画

社会福祉法人 愛育会

総務部

吉野川育成園

愛育会地域生活総合支援センター

なごみ

社会福祉法人 愛育会

【基本理念】

共に生き ともに育つ

つなぐ輪の広がりを求めて

[基本方針]

- 一 愛育会は、障がいのある人も、障がいのない人も共に生きる社会を実現するため努めます。
- 一 愛育会は、障がいのある人一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい充実した人生が送れるよう共に歩んでいきます。
- 一 愛育会は、これらの目標を達成するため、地域福祉の架け橋になります。

令和 3 年 度

社会福祉法人愛育会 事業実施方針

〔実施方針〕

- 1 基本理念に基づき、常に利用者の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。
- 2 一人ひとりの人権を尊重し、誰もが心身ともに健やかに、楽しみを感じながら生活できるよう支援することに努めます。
- 3 地域社会との連携を進めるとともに、地域における公益的取り組みを通じて暮らしやすい社会づくりに取り組み、地域に愛され、地域とともに育つ施設・事業所づくりに努めます。
- 4 新たに策定する中期計画に沿った事業運営を行うとともに、各部の事業計画ほか様々な計画について適切な進行管理を行い、計画の実現に努めます。
併せて、主要施設は改築から15年余が経過していることから、利用者の状況を考慮しつつ、必要な修繕を計画的に進めるため、長期ビジョンの作成を検討します。
- 5 より一層、利用者にとって魅力のある施設・事業所となることを目指して、育成園における通所部門や日中支援の充実に向けた検討、2人施設長制の導入を進めるとともに、就労や地域生活における円滑で継続的な支援を提供できるよう愛育会地域生活総合支援センターとなごみについて、来年度の統合を目指して具体的な検討を進めます。

6 人材育成は、福祉課程の卒業生の採用が困難となっているため、これまで以上に重要となってきています。キャリアパスや人事考課表を作成し職員に求める能力や姿勢を明確にした上で、スキルアップを図るため、幅広い研修の機会を提供します。

併せて、愛育会の標準支援マニュアルを作成し、支援レベルの底上げを目指します。

一方、人材確保については、求める職員像に沿った確保ができるよう取り組みます。本年度も引き続き、法人の活動についてご理解をいただくための広報に努めるとともに、積極的な広報や魅力発信に努め、必要な職員の確保に努めます。

7 苦情解決制度の積極的活用のほか、利用者等へのアンケートや第三者評価の結果を踏まえ、改善すべきところは改善し、更なる福祉サービスと職員の資質の向上に努めます。

8 南海トラフ巨大地震や洪水等の防災対策の推進に努めるとともに、福祉避難所の開設・運営訓練を踏まえた見直しを検討します。

また、新型コロナウイルス感染症については、国や県の指導にそって引き続き緊張感をもって対応していきます。

令和3年度
総務部運営方針・事業計画

- 1 各々が円滑に事業を履行できるよう、連携を密にし、体制の強化に努めます。
 - (1) 法人事務局と連携し理事会、評議員会の開催準備等
 - (2) 法人調整会議の円滑な運営

- 2 各々と連携し、収支改善を図り、適正かつ健全な財務運営に努めるとともに、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」に対応できるよう、点検、見直しを進めます。
 - (1) 経営状況の分析と収入の増加及び支出の見直しの推進
 - (2) 現状を踏まえた給与制度等の見直し
 - (3) 財務会計事務に関する帳簿類等の点検等

- 3 中期計画に沿った事業運営を行うとともに、長期的な経営見通しを立てて、保有資産の適切な活用、安定した運営の確保を目指します。
 - (1) 中期計画の進捗状況の把握等
 - (2) 施設設備の必要なメンテナンス等を計画的に行うため、長期ビジョンの作成検討

- 4 大規模災害発生時の防災対策の推進に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策については、国、県の動向や状況把握に努め、万全を期していきます。
 - (1) 総務部の役割の再点検及び実践に向けての諸準備
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る諸事業の実施

- 5 働きやすい職場の実現を推進するため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を推進するとともに、職場におけるハラスメントの防止等に努めます。
 - (1) 一般事業主行動計画の周知及び着実な実行
 - (2) ハラスメントやコンプライアンス等研修の実施

- 6 組織体制の見直しに付随する総務事務を適切に執行するとともに、将来を見据えた人材確保、人材育成等に努めます。また、社会貢献に寄与します。
 - (1) 組織改編に伴う諸規程の改正
 - (2) 労務管理等の研修実施
 - (3) 徳島県知的障害者福祉協会の円滑な事務執行への協力

令和3年度
吉野川育成園運営方針・事業計画

- 1 法人基本理念に基づき、常に利用者の尊厳に配慮した良質かつ、安心・安全なサービスの提供に努めます。
 - (1) 利用者個々のニーズ、障がい特性を的確に把握したうえで、多様なプログラムを設定し、日中活動にて潤いのある生活や自立に向けた取り組み等、個々のニーズに応じ、充実した日々が送れるように努めます。
 - (2) 利用者の重度・高齢化や行動障がい等の支援について専門的な検討を重ね、より良い支援に努めます。
 - (3) 日常生活上の個人のリスクの把握・軽減に努めるとともに、医療との連携を密にして、感染症予防等の健康管理に努めます。
 - (4) 理学療法士や外部講師の指導を基に、楽しみながら体を動かし、身体機能の維持に努めます。
 - (5) 保護者・後見人等との連携を深めます。

- 2 利用者の人権尊重と虐待防止・権利擁護に努め、心身ともに健やかにその人らしい充実した楽しい人生が送れるようにします。
 - (1) 権利擁護・サービス評価委員会において、利用者・保護者・後見人からの相談・苦情を受け付け、早期問題解決に努めると共に、利用者の意思を尊重し、生き甲斐のある生活の実現に努めます。
 - (2) 職員一人ひとりが人権への意識を高め、施設全体で虐待防止・権利擁護に取り組みます。
 - (3) 利用者の個々の状況に応じた合理的配慮を行い、主体的な生活ができるよう意思決定支援に努めます。

- 3 新型コロナウイルス感染症予防に努めながら、地域の資源も活用し、日中活動の充実を図りつつ、地域社会との連携を進めます。また、様々な地域のニーズに応え、公益的な取り組みを通し、地域貢献が果たせるように努めます。
 - (1) 地域資源を活用した日中活動や地域行事に参加し交流を深めることで、利用者一人ひとりが地域の一員であることを実感できるよう努めます。
 - (2) 地域の中での施設の役割を理解し、地域ニーズの把握に努め、社会や地域の方々から理解と信頼を得られるよう、積極的に情報を発信します。

- 4 新たに策定された中期計画に沿った事業運営を行い、抽出された課題に対し、目標達成に向けた具体的な取り組みを行います。また、利用者の状況等を踏まえながら、必要な修繕を計画的に進め、長期ビジョンの検討を行います。

- 5 二施設長制を導入し、より一層利用者にとって魅力ある施設を目指します。また、通所部門や日中支援の充実に向けた検討を行います。

- 6 キャリアパスや人事考課表により明確にされた求める能力や姿勢に応じ、

必要なスキルの習得を図ります。また、自己研鑽を行うと共に、幅広い研修の受講やOJTによる人材育成を図ります。

併せて、標準支援マニュアル作成により、質の高い支援が提供できるよう努めます。

人材確保については、施設の活動や、職場の魅力を広報活動にて発信し、求める職員像に沿った人材が確保できるよう努めます。

7 適正な施設運営のもと、改善すべきところを改善し、サービスの質の向上を目指します。

(1) アンケート結果や、常々の苦情や意見を真摯に受け止め、良質なサービスの提供ができるよう全職員で取り組みます。

(2) 積極的な情報開示をすることで施設の透明化を図り、社会的な信頼を得られるように努めます。

8 南海トラフ巨大地震や洪水等、防災対策の充実や関係機関との連携を図り、利用者の安全に努めると共に、津波避難ビルの活用等、地域住民の安全確保に協力し、大規模災害に対する備えを進めます。また、新型コロナウイルス感染症に対し、国や県のガイドラインや、様々な機関の示す情報を収集し、感染予防や拡大防止に備えた対応に努めます。

(1) 県及び市町村等関係機関、また大規模災害時相互応援協定締結施設、地域防災支援協力会等との連携により、地震・津波・洪水・火災等の避難訓練の実施や防災対策を進めます。

(2) 福祉避難所の開設訓練の結果を踏まえた上で、見直し・検討を行い、地域住民の安全に協力します。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、国や県の通知、感染症マニュアルに沿って予防の徹底を図ります。

令和3年度 吉野川育成園支援方針

- 1 個人の尊厳を守り、虐待防止やプライバシー保護の重要性を理解し、権利擁護に努めます。
- 2 健康管理に努めると共に、安全・安心で心身共に充実した生活が送れるようにします。また新型コロナウイルス感染症予防の徹底を図ります。
- 3 一人ひとりに応じた合理的配慮を行い、自己選択・自己決定を尊重した意思決定支援を進めます。また、障がい特性やニーズに応じた個別支援計画を作成し、主体的で楽しみのあるその人らしい生活が出来るよう支援します。
- 4 寮支援においては、ユニットケア方式を基本として、それぞれの寮の特性に応じた独自性を活かしながら、豊かな生活が出来るよう支援します。
通所支援においては、新たに通所部を創設し、日中活動に潤いが持てるよう支援します。
- 5 日中活動においては障がい特性のみならず、アセスメントにより個々に応じたストレングスを活かし、楽しみながら参加できるよう活動内容の充実を図ります。

◎ 高齢者支援

利用者一人ひとりの心身の状態を把握して、医師や看護師、理学療法士と連携を図り、必要な治療やリハビリが受けられるようにし、疾病等の適切な対応、残存機能の維持に努めます。また、施設内外での季節を感じるレクリエーション、適度な運動、人生の歩みを実感できる行事等を楽しみ、安全で生きがいのある生活を目指します。

◎ 重度・自閉スペクトラム症支援

利用者一人ひとりの特性や、ストレングスを活かしたプログラム（支援計画シート、手順書等）を作成します。また、様々な情報を分かりやすく提供し、利用者の意向に基づく余暇や外出、レクリエーション等の活動を行います。

軽運動や課題、スヌーズレン、動物との触れ合い等で情緒の安定を図り、日中活動の充実努めます。また、精神科医師や臨床心理士、障がい支援アドバイザーと連携を図りながら、環境整備を行い、心地良い穏やかな生活が送れるようにします。

◎ 中・重度者支援

様々な活動を通して、生活の充実を図ると共に、一人ひとりに応じた運動を取り入れ、機能低下予防や体力維持に努めます。

また、地域交流や体験を通して地域の中で経験を積み、エンパワメントの理念に基づいた主体的で豊かな生活を目指します。

個々のニーズに沿い、自分の役割・達成感を感じ、働く事への喜びや、意欲に繋がるよう支援します。

令和3年度

愛育会地域生活総合支援センター 運営方針

- 1 社会福祉法人愛育会の理念に基づき、適切な情報提供等を行ない、利用者の自己決定を支援するとともに、利用者の尊厳に配慮した質の高いサービスの提供に努めます。
- 2 利用者の人権尊重と虐待防止・権利擁護に努め、地域で、安全で安心した生活が送れるよう支援を行います。
- 3 地域との連携を進め、地域に愛される事業所作りに努めます。
- 4 中期計画に沿った事業運営を行うとともに目標達成に努めます。また、建物の修繕・改築の方向性について検討していきます。
- 5 愛育会地域生活総合支援センターとなごみの来年度の統合に向けて、各係で連携し「働く、暮らす」を支援できるよう具体的に検討を行います。
- 6 人材育成は、メンター制度の導入や、リモートも活用した研修を行い、幅広く研修の機会を確保します。全職員に研修の機会を設け、支援の質の向上を図ります。人材確保については、ホームページで愛育会地域生活総合支援センターの取り組み等を広報し、魅力ある職場をアピールし人材確保に努めます。
- 7 利用者へのアンケートを行うことで、支援の課題等を把握し、利用者の思いに寄り添った支援ができるよう取り組みます。
- 8 南海トラフ巨大地震や洪水等の防災対策に取り組みます。
新型コロナウイルス等感染症対策としては、国や県の指針にそって、それぞれの事業に応じた対策を検討し徹底した感染症対策を行います。

令和3年度

愛育会地域生活総合支援センター 支援方針（案）

- 1 愛育会地域生活総合支援センターの各事業の推進に努めます。
- 2 利用者の主体的な活動の支援や様々な情報提供を行うことで自己決定を推進し、暮らしやすい地域作りに努めます。
- 3 地域の清掃活動や防災訓練、自治会活動に参加することで、地域社会との連携を進め、地域に認められ愛される事業所作りに努めます。
- 4 地域で暮らす利用者の「働く・暮らす」を支援するとともに、本人の希望する暮らしが出来るよう支援します。建物の老朽化が顕著であるため、修繕・改築について方向性を協議します。
- 5 愛育会地域生活総合支援センターとなごみの来年度の統合について、プロジェクトチームの中で、具体的に検討し、相乗効果により、さらに魅力ある事業所となるよう準備を進めていきます。
- 6 人材育成について、法人のキャリアパス研修や人事考課制度に則り、進めてまいります。リモートやハイブリットの研修に幅広く参加することで、支援の質の向上を図ります。
- 7 苦情解決制度を活用し、利用者の苦情や希望について、迅速に対応を図ります。また、利用者アンケートを実施し、課題を把握し改善していきます。
- 8 南海トラフ巨大地震等防災対策を引き続き行うとともに、災害発生時には法人間で協議し協力していきます。
新型コロナウイルス感染症については、基本的な感染症対策を徹底した上で、新しい生活様式を取り入れ可能な範囲で活動できるように支援していきます。体調の変化等あれば迅速に対応し、利用者及び職員の健康を守るとともに感染の拡大を防止していきます。

令和3年度

愛育会指定共同生活援助事業所事業計画

愛育会指定共同生活援助事業所「若竹ホーム」は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、以下の事業を実施します。

1 事業の目的

障がいのある人（知的障がい者）が地域生活を営む住居において、日常生活上の相談・支援・介護等の支援を実施します。

2 事業の内容

- (1) グループホームとして、地域での生活が円滑に送れるよう家事援助や介護、人間関係における助言等柔軟な支援を行います。
- (2) 利用者の意思を尊重した個別支援計画に基づき、生活面・就業面の助言、支援、介助等を行います。
- (3) 体験利用制度を活用することで、GHでの生活について理解し、利用者自身が将来の生活を選ぶことができる機会を設けます。サテライト型住居を利用し自立生活への支援を行い、地域移行への強化を図ります。
- (4) 健康管理・安全管理への意識付けができるよう、積極的に情報提供を行います。
 - ・日々のバイタルチェックや健康診断等を行い、健康な生活への意識付けに努めます。
 - ・南海トラフ巨大地震等災害に対する避難訓練や防災意識を高めます。
避難訓練（ホーム単位） 年3回 防災センター見学 年1回
地域防災訓練参加 年1回
 - ・感染症対策を徹底し、感染予防及び感染拡大を防止します。

3 職員の資質向上

サービス管理責任者、生活支援員、看護師、世話人は、適切なサービス提供がなされるように研修等に努めます。

令和3年度

障害者相談支援事業計画

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による「障害者相談支援事業〔市町村実施要綱〕」に基づき、以下の事業を実施します。

1 事業の目的

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、市町村及び他の障がい福祉サービス事業等を行う者と連携して、相談支援を総合的かつ効果的に行います。

(1) 愛育会地域生活総合支援センター

鳴門市・板野郡〔松茂、北島、藍住、板野、上板町共同実施〕
必要に応じて、その他市町村

2 事業の内容

(1) 基本相談支援事業【基本相談】

- ① 福祉サービスの利用等に関する支援
- ② 健康・医療に関する支援
- ③ 不安解消・情緒安定に関する支援
- ④ 保育・教育に関する支援
- ⑤ 家族関係・人間関係に関する支援
- ⑥ 家計・経済に関する支援
- ⑦ 生活技術に関する支援
- ⑧ 就労に関する支援
- ⑨ 権利擁護に関する支援等

(2) 指定特定相談支援事業(障がい者・障がい児)【計画相談】

障がい福祉サービス等を申請した(障がい者・障がい児)に、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行います。一部計画相談の整理を行っていきます。

(3) 障害支援区分認定調査

契約により受託した4町(松茂町、北島町、藍住町、板野町)の認定調査を行います。今後の受託について町へ戻す方向で協議を進めていきます。

3 職員の資質向上

相談支援専門員として、相談援助技術及び、サービス利用計画の作成や関係機関との連携等、専門的知識の各種研修に参加し、更なる資質の向上に努めます。

4 その他

- (1) 地域自立支援協議会(全体会、運営会、サービス調整会議)の参加及び鳴門市基幹相談支援センターとの連携、各種専門部会等の運営・協力を努めます。
- (2) 個別サービス調整会議等を必要に応じて開催します。
- (3) 相談支援事業の広報活動を行うと共に、各種会議等へ参加し関係機関との連携強化に努めます。

令和3年度

障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業及び生活支援等事業)事業計画

3年度は「障害者就業・生活支援センター実施要綱」に基づき、以下の事項を実施します。

1 事業の目的

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言、その他の支援を行うことにより、徳島県東部保健福祉圏域に生活する障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図ります。

2 事業の内容

(1) 雇用安定等事業

- ① 支援対象者とニーズの把握
- ② 就業及びこれに伴う日常生活上の問題に対する必要な支援
- ③ 企業の雇用管理に係る助言や支援
- ④ 基礎訓練や職業準備訓練、職場実習の実施
- ⑤ 生活困窮者のうち障がいがかがわれる者への支援

(2) 生活支援等事業

- ① 支援対象者とニーズの把握
- ② 家庭等や職場の訪問
- ③ 就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援

(3) 就業・生活支援に関するネットワークの形成

- ① 関係会議の参加や関係機関との連携
- ② 企業団体との連携

目標値

- ・支援対象者数 860名（うち新規支援対象者 60名）
- ・職場実習 50件
- ・就職 70件
- ・職場定着率（1年経過後）88%

3 資質の向上

専門性の高い相談支援事業として、多岐に渡る専門知識の収集や研修等により職員の資質向上に努めます。

令和3年度

地域活動支援センター「どんどこどん」事業計画

「地域活動支援センター」との目的に基づき、松茂町との契約により、次の事業を実施します。

1 事業の目的

地域の障がい者が、地域活動支援センターに通うことを通して、生活のリズムの定着や社会との交流促進など地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

2 事業の内容

(1) 創作活動や生産活動（基礎的事業）

地域の障がい者等が主体的に通所し、創作活動や軽作業・生産販売などを通して地域住民とのコミュニケーションや交流を図りながら、活動の意欲や楽しさを感じていただき、これらの活動を通じてエンパワメントが身に付くように支援に努めます。また、防災意識への向上に努めます。

(2) 社会との交流（機能強化事業）

地域や団体が実施している各種スポーツ講習や地域の行事などに積極的に参加し、料理作りやお菓子作りなどを開催して地域住民とのふれあいの場を積極的に提供します。その中で地域住民の理解を得ながらその人らしい自立した生活が送れるように支援します。

3 資質の向上

障がいのある方（身体・精神・知的等）に対して、障がい特性に応じた適切な支援や活動が行えるよう研修などを行い、職員の資質の向上に努めます。

令和3年度

ジョブコーチ支援事業〔訪問型職場適応援助者〕事業計画

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構「徳島障害者職業センター」との事業実施計画に基づき実施します。

1 事業の目的

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく協力機関として、就職後の職場定着支援を図るため、対象者及び事業主への効果的な支援についても対応実施します。

2 支援の内容

障がいのある方（身体・精神・知的等）に対して、関係機関と連携して職場定着のための訪問、来所等による援助を実施します。

3 職員の資質向上

就労支援の強化をするため、職員は援助者としての援助技術の向上に努めます。

令和3年度

自立生活援助事業実施事業計画

1 事業の目的

一人暮らし等において生活に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要なサービスを行います。

2 事業の内容

- ①定期的な巡回または随時連絡を受けて訪問
- ②相談対応等による障がい者等に係る状況の把握
- ③地域生活に必要な情報の提供及び助言ならびに相談
- ④関係機関との連絡調整等
- ⑤その他障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

3 対象者

- ① 定期的な巡回訪問または随時通報により必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がい者
- ② 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため居宅における自立した日常生活が営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者

4 利用期間

1年間（適当と認められる場合には更新可）

5 資質の向上

適切にサービスの提供がなされるよう、福祉の専門知識のみならず多岐にわたる知識の収集を行い、活用することで支援の質の向上に努めます。

令和3年度
なごみ運営方針・事業計画

- 1 法人の基本理念に基づき、利用者の尊厳に配慮した質の高いサービスの提供に努めます。
 - (1) 利用者の立場に立った支援を提供するとともに、就労や社会参加に対して意欲や目標を持ち積極的に参加できるように支援を行います。
 - (2) 利用者の個々の能力に応じて、それぞれがなお一層意欲的になるよう、また、目標が実現できるような作業の種類や日中プログラムを編成し、多彩な支援を行います。
 - (3) 就職した利用者の生活面等にも細い配慮を行い、職場への定着の支援を行います。

- 2 利用者の人権尊重と虐待防止、権利擁護に努め、安心・安全なサービスの提供を図ります。
 - (1) 作業活動はもちろんのこと、安全教育を行い、通勤途上の事故防止に努めます。
 - (2) リスクマネジメント委員会や権利擁護委員会を活用して、リスクの軽減や早期問題解決に努めます。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症については、引き続き緊張感をもって対応していきます。

- 3 地域交流の促進と地域に愛され地域に貢献できる事業所を目指し、相互理解を図ります。
 - (1) 各種団体との交流を通して、社会の一員としての社会的役割を果たすために、地域活動への参加を推奨します。
 - (2) 積極的に就業体験を受け入れ、相互理解に努めます。
 - (3) 積極的にボランティアを受け入れ、地域交流を図ります。

- 4 中期計画に沿った事業運営に努め、目標達成を目指すとともに、地域ニーズの把握に努め、就労の場を提供し、充実した地域生活を継続して送れるよう支援に努めます。
 - (1) 就労継続支援 B 型においては、作業の幅を広げ勤労意欲や工賃向上が図れるように支援を行います。
 - (2) 就労移行支援においては、ハローワーク等の関係機関と連携をとりながら、企業での実習に積極的に取り組み、利用者の就職を支援します。

- (3) 就労定着支援においては、職場や関係機関と連携をとりながら利用者の職場への定着を支援します。
 - (4) 家庭と連携を図り、充実した地域生活が送れるよう支援に努めます。
 - (5) 令和4年度の地域生活総合支援センターとの統合に向け、必要な準備を進めます。
- 5 積極的な情報開示を行うとともに、提供するサービスの見直し・評価や職員の資質の向上に努めます
- (1) ホームページを活用し、積極的な情報開示に努めます。
 - (2) 提供するサービスを常に確認、評価、見直しを行い、より質の高いサービスを目指します。
 - (3) 職員の希望を取り入れた施設内外の研修に積極的に参加し、専門知識や技術の向上に努めます。
- 6 南海トラフ巨大地震等の防災対策の充実を図るとともに、防犯対策の充実を図り、利用者の安全確保に努めます。
- (1) 県及び市町村関係機関、また非常災害時相互応援協定締結施設等の連携により地震、津波等の避難訓練の実施や防災対策の充実に努めるとともに、不審者等侵入対応マニュアル等により、防犯対策にも努めます。
 - (2) 企業実習中や送迎時の対応についても、マニュアルに沿って利用者の安全確保に努めます。
 - (3) 法人内外と協力し、福祉避難所の開設・運営に関する情報の収集や準備に努めます。
- 7 働き方改革に対応した法人の諸制度の見直しに従い、職員にとって、一層働きやすく、やりがいを感じられる職場となるよう努めます。
また、法令遵守（コンプライアンス）の一層の徹底を図ります。

令和3年度 なごみ支援方針

利用者の意思及び人格を尊重し、安全・安心と利用者の立場に立ったサービスを提供し就労や社会参加に対して、意欲や目標を持って積極的に参加できるように支援を行います。

また、緊急事態等により在宅支援の必要が生じた際には、適切に対応します。

就労継続支援 B 型

- 1 作業活動支援・・・生産活動や企業での実習を通して社会のルールを学ぶとともに、工賃の向上を目標に、意欲を持って積極的に働くことができるよう支援します。
- 2 日常生活支援・・・基本的な生活習慣の確立(身だしなみ・歯と口腔の健康づくり等)を目指し、また生活リズムを身につけるよう支援します。
- 3 レクリエーション支援・・・自主的かつ積極的にレクリエーションやスポーツ等、希望に応じた体験ができるように支援します。

就労移行支援

- 1 就労支援・・・企業での実習で、一般就労に向けて社会性を身につけるよう支援します。
- 2 求職活動支援・・・ハローワークや職業センター等の関係機関と連携をとりながら、5名以上(定員の半数以上)の就職を目指し、支援します。
- 3 日常生活支援・・・働き続ける上で必要な金銭管理や健康管理等を支援します。
- 4 レクリエーション支援・・・利用者個々の希望に応じ、レクリエーション、スポーツ、旅行等、様々なことにチャレンジできるよう支援します。

就労定着支援

- 1 職場定着の支援・・・就職後に定期的に職場訪問をし、企業や関係機関等と相談、連携をとりながら長く働き続けることができるように支援します。
- 2 日常生活支援・・・長く働き続ける上で必要な暮らし、金銭管理、その他諸手続き等の相談に応じ、支援します。
- 3 余暇支援・・・スポーツや講演会等の情報を提供し、充実した休日の過ごし方について支援します。